

國學院大學学術情報リポジトリ

海軍の葬儀・慰霊と靖國神社

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 坂井, 久能 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000999

海軍の葬儀・慰霊と靖國神社

坂井久能

一 はじめに

海軍墓地については、今まで研究蓄積が少なく、その実態が明らかにされてこなかった。⁽¹⁾ センターでは、公益財団法人水交会の慰霊顕彰・援護委員会のご協力を得て、横須賀市の馬門山海軍墓地、東京都港区の白金海軍墓地、佐世保市の佐世保東山海軍墓地について、現地調査や墓籍などの資料調査を行い、それらに参画した筆者は、その後舞鶴海軍墓地と呉海軍墓地の現地調査を行った。本稿はそれらの調査結果に基づくものであり、既に発表した「靖國神社と白金海軍墓地」⁽²⁾に続くものである。

本稿は、前稿と若干重なりつつ、明治国家（海軍省）が海軍墓地をつくり、葬儀師を置いて神葬で葬儀を行い、埋葬し、維持管理してきたことが、明治十九年の葬儀師廃止によりどのように変質し変遷したのかを探り、併せて海軍墓地における埋葬者の慰霊がどのような状況で始められ、どのように行われたのか、という海軍における葬儀と慰霊

の実態と変遷を探ろうとするものである。そして、海軍の葬儀や慰霊が、市区町村等の公葬や靖國神社などの慰霊とどのように関わり、位置づけられるのか、という視点をもちながら考察していきたいと思っている。

なお、海軍墓地はその設置以来「海軍埋葬地」、大正末期頃からは「海軍葬儀場」とも公称され、「海軍墓地」も戦前の公文書で使われた。本稿は、史料に基づかない限り「海軍墓地」「海軍埋葬地」の用語を使用する。

二 海軍墓地の維持管理と葬儀

1 葬儀師による葬儀・埋葬

海軍墓地は、明治六（一八七三）年一月十七日の海軍省布達に「當省属地白金臺町松平丹波舊邸地ヲ自今埋葬地ト被相定候事⁽³⁾」とある白金海軍埋葬地が最初であった。海軍省は、同月二十八日に葬儀師を置き秘史局が担当することを定め、翌二月五日に賀茂正作を海軍省十五等出仕に採用し葬儀師を命じた⁽⁴⁾。遠江国敷智郡宇布見村（現、浜松市雄踏町）の金山彦神社の神職家の出である正作は、当時海軍省秘史局に居た兄水穂とともに遠州報国隊を組織して有栖川宮熾仁東征大総督に従軍し、その後は東京招魂社創建により社司の一人となった人物である⁽⁵⁾。

葬儀師賀茂正作による葬儀は神葬であり、その内容をうかがえる史料として、明治八年二月制定の「海軍葬儀式」がある。賀茂正作の墓標に「撰海軍葬儀式」とあることから⁽⁶⁾、正作により或いは彼が中心となって編纂したものと思われる。海軍葬儀式は、本文十五条と、附録「甲號儀仗兵」「乙號一般埋葬ノ規則」「丙號祭典式」「丁號水土葬祭文」からなっている⁽⁷⁾。葬儀は神葬で、士官・下士・卒夫の別に、また土葬と水葬の別に詳記している。士官の土葬を例に、葬儀師による葬儀・埋葬を附録「丙号祭典式」から見てみよう。葬儀師は、「葬具ヲ整備シ墓地塲所等ノ事ヲ掌ル」

とある準備を整えると、「葬儀師死體ニ向ヒ其靈魂ヲ靈主ニ遷シ斂柩ノ祭文ヲ白ス」とある靈魂を「靈主」に遷し留める遷霊の儀を行う。次いで葬儀師の玉串・祭文と会葬者の拝礼による出柩の儀があり、墓所（壙所）へ向かう。墓所に柩を安置して、葬儀師の玉串・祭文、親戚・朋友の玉串、会葬者の拝礼による葬場の儀を行い、「次ニ柩ヲ壙中ニ下シ埋葬シ終ル」で終わる。このように、葬儀師は葬具や墓穴を準備し、遷霊の儀、出柩の儀、葬場の儀を経て埋葬に至るまでを執り行っていた。そこにみられる葬儀のねらいについては、附録「丁號水土葬祭文」の葬儀師による土葬誄文に次のように記している。

某主^乃柩^乃前^爾告事^乎宇万良^爾所聞食^{左閉止}白^須（中略）御靈^{波志}長^久久^{志久}靈璽^爾留坐^弓事^志有^半節^波天翔出賜^{比弓}和魂^波朝廷^波
 邊^乎守侍^比荒魂^波武雄等^乎助賜^{比弓}荒^{夫留}敵^乃盡疎^{夫留}醜^乃盡速^爾討罰^米賜^{比弓}自今行先^毛國^乃為世^乃為^爾猶^毛功績^乎顯^志賜^{閉止}山^止
 菅^乃根^爾懇^爾誄言申奉^{良久止}白^須

死者を哀悼し慰霊するとともに、上記のように和魂^{にやみたま}は朝廷を護り、荒魂^{あらみたま}は敵を討伐し、国軍兵士として生前国を護っていたように、これからも国のため世のために功績を顕すことを願うというものである。葬儀師の葬儀は、遺体の処理とともに国軍死者の魂を慰霊し加護を願う役割を担っていたといえよう。一方、海軍葬儀式の序には太政大臣三條実美が「國家ニ勤勞有ル者生時必ス褒賞ノ典有リ、其死スル亦特殊ノ榮表無ラサル可カラス。海軍葬儀式成テ奏上制可ヲ歴タリ」と記している。海軍墓地は、徵募した海兵・水火夫らの遺体の処理が切実な問題となつて創設されたが、ここに葬儀は死者の榮譽をあらわすものという觀念が見られるようになった。「海軍葬儀式」に見る葬儀は、死者の靈魂にはたらしきかけて慰霊し加護を願うとともに、死者の榮譽を称えるものであったといえよう。

2 葬儀師廃止とその後の海軍墓地の維持管理・葬儀

(1) 「海軍会葬式付録」にみる祭主

その後、「海軍葬儀式」に不都合があつたとして、明治十一年三月に「海軍葬式條例」が海軍大臣から太政大臣に上請された。⁽⁹⁾翌明治十二年一月十六日に「陸海軍會葬式」(太政官達第一号)が制定されたが、⁽¹⁰⁾「海軍會葬式」は「海軍葬式條例」を一部手直したものであつた。細目として、海軍制度取調掛が作成した「海軍會葬式附録」の原案に軍務局・鎮守府の意見を取り入れ、同十二年十二月八日に海軍卿はそれを所轄局府所校に示して「自今右二照準可取計」と達した(丙第百九號)。そこには、「海軍葬儀式」附録に見る詳細な葬儀・埋葬の規程はなく、葬儀における儀礼が中心となつているが、注目されるのはその第二十九条に「祭主タルヘキ者^{死者生前歸依信仰スル宗旨ノ寺僧或ハ氏神社ノ神官等ノ類}以下一名ヲシテ祭主トス」とあることである。祭主は、死者が生前に帰依・信仰していた寺僧や氏神社の神官などの類であるという。海軍は、埋葬地設置以来葬儀師による神葬を行ってきたが、ここに寺僧でもよいとして、帰依する寺僧や氏神社神官が居ない場合に葬儀師へ依託することになり、海軍の葬儀のありかたを変更するものであつた。しかし、ここに至るのには議論があつた。海軍制度取調掛作成の原案は上掲条文の割り注がないもので、下問への東海鎮守府司令長官の九月四日付上答は「祭主タル可キ者ハニ作ル」というものであつた。すなわち「祭主タル可キ者ハ葬儀師或ハ神官」ということになり、従来の神葬を堅持しようというものであつた。それらの意見をまとめて整理した事務課(課長は小森澤長政)は、意見を書き添えて上申した。その意見で「原按祭主タルヘキ者トハ、死者之生前帰依信仰セル宗旨ノ寺僧或ハ氏神社ノ神官之如キ者ニシテ、其死者親族ヨリ祭典執行之委嘱ヲ受タル者」をいうのであつて、鎮守府の意見では「原意ト全ク齟齬スルニ似タレハ」と述べている。⁽¹¹⁾結局、事務課の意見がほぼ文面通り割り注に入る形となつたのである。陸軍の

葬儀・埋葬は、既に明治六年十二月の「下士官兵卒埋葬法則」で「神葬又ハ仏葬ヲ以テ施行スヘシ」と定めており、海軍でも祭主は寺僧でよいという考えが法規に盛り込まれたことは注目すべきことである。但し、これは死歿者の宗旨を優先し、帰依する寺僧や氏神神官に限定した措置であり、割り注のあとの「神官」に続いて「僧侶」を記さないことから、一般の僧侶による仏葬にまで拡大したものではなかったと思われる。

(2) 葬儀師の廃止とその後の祭主

このようにして葬儀師の位置づけが弱まるなかで、葬儀師及び埋葬地の所管をめぐる海軍省内で応酬が続いた。当初は秘史局が管理し、明治七年五月に秘史局・軍務局が廃されると、事務課の所管となり、明治九年九月に軍務局が復活すると、その所管となった。同十四年二月に軍務局から主船局に移ると、主船局は所管換えを強く希望し、同十七年三月に「当分」調度局への移管が決定した。軍務局・主船局・調度局・医務局・鎮守府など、その所管をめぐる応酬が続いた中での「当分」であった。更に同十九年二月に艦政局へ、そして三月に軍務局に所管が戻ると、同年六月三日に「葬儀師ヲ廢ス」との海軍省令第四二号が出された。同日にはまた海軍省令第一号で「海軍生徒下士卒傭夫死亡者取扱規則」が制定され、次の記載がある（『法令全書』による。史料は適宜句読点を補った。以下同じ）。

第六条 各廳艦船營ニ於テ病院長ヨリ死亡ノ通知ヲ受クルトキ、其近傍ニ親族朋友或ハ身元引受人アレハ速ニ其旨ヲ報知シ、又主任者ヲ定メ之ヲシテ葬具ヲ調ヘ死體入棺ニ會同セシメ、且神道教師或ハ僧侶ヲ祭主ト爲シ之ヲ埋葬ス可シ。

第十五条 海軍埋葬地ニハ監護各二名ヲ置キ、各鎮守府ニ屬シ、埋葬事務及地内取締等ヲ掌ラシム。

第十六条 監護ハ常ニ番舎ニ居住シ、埋葬ノ通知アルトキハ、主任者ノ意ヲ承ケ葬具ヲ調ヘ神道教師或僧侶ニ祭

主ヲ囑托シ及其葬事ヲ補助シ、又時々地内ヲ巡視シ、墳墓ノ掃除修繕等ニ注意ス可シ。

これにより、埋葬地及び埋葬担当者¹²の所管は鎮守府（当時は横須賀鎮守府のみ）となり、祭主は神道教師か僧侶を委嘱し、それは葬儀主任者の意を受けて決めるとしたのである。葬儀師の代わりに二名置かれた監護は、番舎に住んで埋葬事務と埋葬地内取り締まりを任務とした。海軍埋葬地創設以来の大変革であつた。

海軍墓地の所管をめぐる部局間の応酬や変遷があつたのは、埋葬地の土地・建物を管理することよりも葬儀師の扱い、すなわち葬儀・埋葬に関わるこの問題が大きかつたようである。そのことは、「調度局ハ土地ヲ管理スルヲ以同局ニ属セラルヘキカ、土地ノ管理ト葬儀ノ事ヲ管掌スルハ自ラ別アルヘシ、土地ヲ管理スルノ故ヲ以調度局ニ属セラル、ハ其当ヲ得タルモノニ有之間敷¹³」と調度局が所管への反対意見を述べたことからうかがえる。海軍省は所管問題の解決として、葬儀師を廃しその宗教部分を外部に委託してしまつた。葬儀師廃止の背景は、このような内部要因としての所管問題とともに、外部要因として想定できる時代背景があつた。政府は、明治十五年一月二十四日内務省達乙第七号（丁第一号）で、神宮官国幣社神官の教導職兼補・葬儀関与を禁止するとともに、府県社以下の神官は当分従前通りとしたが、同十七年八月十一日に教導職を廃止した。教導職廃止の内務省上申に「政府ガ直接宗教ニ関渉スルコト具弊ヲ生スル既ニ多シ¹⁴」とあり、政府は宗教に直接関与すべきでないという考えにもとづくものであつた。教導職の廃止により、その後の葬儀は府県社以下の神官と神道教師や寺僧などが行うことになった¹⁵。このような宗教と葬儀に関与する政府の職制としての教導職の廃止が、海軍省の出仕という身分で葬儀をおこなつてきた葬儀師に及んだものと思われる。但し、葬儀師廃止により葬儀の宗教色をなくしたわけではない。葬儀は神葬あるいは仏葬であつて、それ以外の宗教を認めないことも規程からうかがえることである。

葬儀師に代わる新たな「祭主」は神道教師か僧侶ということになった。「神道教師」は神道教派の教師のことであ

ろう。ここに府県社以下の「神官」を記さないのは、神宮及び官国幣社神官の葬儀不関与の法令の意図を汲んでのことと思われる。その後、明治二十一年十二月十九日に、「海軍會葬式」を改めて「海軍葬式」（勅令第八九号）、同月二十四日に「海軍會葬式附録」を改めて「海軍葬式細則」（省令第十三号）が制定されると、細則の第二十六条に「祭主ハ神道教師或ハ僧侶ニ依トスルヲ例トス」とある。「海軍生徒下士卒傭夫死亡者取扱規則」を踏まえての規程といえよう。明治三十三年一月二十七日に、「海軍葬式」を廃して「海軍葬喪令」（勅令第一七号）、同三十一日には「海軍葬喪細則」（海軍省令第一号）が制定された。「海軍葬喪令」は、大正九年六月二十八日に勅令第一九五号で同名の「海軍葬喪令」に改められ、昭和二十二年五月に政令第五二号で廃止されるまで適用された。「海軍葬喪細則」は大正九年六月二十九日に「海軍葬喪令施行細則」（省令第一号）に改められた。「海軍葬喪細則」第三十二条に「祭主ハ喪主ノ希望ニ依リ神官或ハ僧侶ニ依トスルヲ例トス」とあり、大正九年の施行細則二十八条も「祭主又ハ之ニ相當スル者ハ喪主ノ希望ニ依リ神官又ハ僧侶等ニ委トスルヲ例トス」とあり、喪主の希望により神官か僧侶を委託すると規定している。「神道教師」をここで「神官」と改めているが、「神官」の称は明治二十年三月十七日の閣令第四号で官国幣社の神官を廃し神職を置くことを定めており、この時期における「神官」は神宮のみの称となる。昭和の横須賀鎮守府（以下、横鎮と略記する）関係法令でも神官と称しており、海軍のこだわりのようであるが、ここでは府県社以下の「神職」をさすものと捉えておく。

外部に委託した寺僧や神道教師（神官）はどのような人々かを、横須賀鎮守府を例に見てみよう。後のものであるが、『昭和十四年七月初版 横須賀鎮守府慣行例規類集 全』に興味深い資料を掲載している。「横須賀市及同附近神職關係者一覧」として「諏訪神社神官（畑宗正）」と「鎌倉八幡宮宮司」を載せ、前者について「當地ニ於ケル神葬祭舉式ノ際ハ殆ド上記神官ニ依頼シ居レリ」と記す。次いで「横須賀市内各宗寺院一覧」に市内四十二カ寺を載せ、

「海軍葬儀等實施ノ適否」欄に「適」の寺院が七カ寺、「最適」が一カ寺ある。「適」の内訳は真宗三寺（三派）、真言宗・浄土宗・日蓮宗・臨濟宗各一寺で、「最適」は曹洞宗良長院である。横鎮から概ね近い寺社が選ばれている。この資料から、神葬の場合は殆ど「諏訪神社神官」畑氏に依頼し、仏葬の場合は宗派を確認して「最適」の良長院か「適」の寺院に主に依頼して葬儀を行ったことが推測される。すなわち死者の帰依・信仰する寺僧や氏神社の神官ではなく、多くの場合横鎮とつながりがある市内近場の神職や寺僧に依頼していたようである。

このようにして、海軍は葬儀の宗教部分に直接関与することをやめ、その部分は神職か僧侶に任せることになった。軍が葬儀に直接関わるのは、規程によると死歿者へ弔慰をあらわし榮譽を称えることであつた。それは「海軍會葬式」以後の葬喪法規に共通するものであり、海軍の役職や等級による葬喪の礼を定めたものが葬喪法規の中心をなしていた。「海軍葬喪令」は、葬喪の礼を半旗、分時砲・分時銃、儀仗隊差遣、弔砲・弔銃、表喪に区分して規定した、葬儀式の集大成ともいえるものである。軍人死没の場合は、海軍葬喪令により所屬長が葬喪管理者となり、弔慰と榮譽をあらわす海軍葬を行うことができ、またそれを実施しないことや一部のみ行うことも可能であつた。海軍葬は、墓所で行つた葬場の儀を切り離し、練兵場など葬喪の礼に適した広い場所で行うようになったものといえよう。

（3）海軍墓地の維持管理

明治十九年の海軍条例により、明治二十二年に呉・佐世保、同三十四年に舞鶴鎮守府が開庁すると、それぞれの鎮守府に海軍埋葬地が設けられ、鎮守府の所管となつた。埋葬地は「鎮守府埋葬地」ともいわれ、戦後の昭和二十年十一月三十日の海軍省・鎮守府廃止まで鎮守府が継続して管理した（後述の白金海軍墓地を除く）。

葬儀師は、埋葬地の維持管理と葬儀を掌る現地責任者であつたが、廃止により新たな埋葬地の維持管理担当者となつ

た監護は、その後明治三十二年一月七日に「海軍生徒下士卒備夫死亡者取扱規則」が「海軍生徒學生下士官兵死亡者取扱規則」（海軍省令第一号）に改められると、その第十五条に「埋葬地番人ハ埋葬ノ通知アリタルトキハ、主任者ノ意ヲ承ケ、葬具ヲ調ヘ神道教師或ハ僧侶ニ祭主ヲ囑托シ又其ノ葬事ヲ補助スヘシ」とあることから、「埋葬地番人」が新しい職名となり、以後は「番人」といわれ、その常駐する建物を「番舎」と呼んだ。

埋葬地の所管が鎮守府に移ると、その担当部署は、明治四十四年七月十一日「横須賀鎮守府海軍埋葬地規則」に「横須賀鎮守府海軍埋葬地ハ神奈川縣横須賀市馬門山及東京市芝區白金ノ二ヶ所トシ、經理部ニ於テ之ヲ管理ス」とあるので、白金・馬門山埋葬地共に横鎮經理部が管理したことがわかる。大正九年に同規則が改められると、「建築部ニ於テ之ヲ管理ス」とあり、⁽¹⁴⁾建築部へ所管換えとなった。大正十二年一月二十七日「佐世保鎮守府埋葬地規程」⁽¹⁵⁾にも「佐世保鎮守府埋葬地ハ佐世保海軍建築部之ヲ管理ス」と記されている。佐世保の建築部への所管換えについては、同年の「公文備考」（卷一一九・土木）に「所屬換ノ理由 從來當府海軍埋葬地ハ當海軍經理部所屬ナリシモ、大正十二年一月佐世保鎮守府法令第五号ヲ以テ埋葬地規程ヲ制定シ、當海軍建築部ノ管理トナシタルニ依リ、地上建物モ建築部所屬ト為スヲ要ス」とあり、同年の埋葬地規程の改正で所管換えになったと記している。その後は、呉・舞鶴各鎮守府も建築部の所管になったようで、昭和二年十二月の「呉鎮守府埋葬地規則」、昭和十四年十二月の「舞鶴鎮守府埋葬地規則」も建築部の管理と記している。ところが、横鎮は、昭和三年六月二十八日に海軍大臣の認許を得て建築部から人事部へ所管換えとなった。同年六月十八日付「横鎮第一一四〇號」に「從來建築部ニ供用中ノ處、今般當府海軍葬儀場規則改正ノタメ祭典執行其ノ他關係事務ノ取扱上、爾今人事部ニ供用替致度候條、御認許相成度右上申ス」⁽¹⁶⁾と上申していることから、所管換えは海軍埋葬地における祭典等を重視した措置であったことがわかる。「横須賀海軍葬儀場規則」は、従来の「横須賀鎮守府埋葬地規則」と「横須賀鎮守府馬門山海軍埋葬地弔祭内規」を廃止・

統合して、同三年三月十日に横鎮法令第一九号で定めたものである。「馬門山海軍埋葬地」が「横須賀鎮守府葬儀場」「馬門山海軍葬儀場」と名称を変更したのは、人事部への所管換えと連動するものであろう。

なお、「葬儀場」の名称については、上記「公文備考」（大正十二年・巻一九・土木）所載の、佐世保鎮守府国有財産台帳の名称「墓地番舎」を「番舎」に変更することなどを記した文書に、「名稱變更ノ理由 從來ノ名稱ハ何レモ墓地ナル冠稱ヲ附シタルモ其ノ必要ナク、又國有財産法ニ依リ口座名ヲ葬儀場敷地ト為セシニ付變更ヲ要ス」と記している。「墓地」の名稱を削除するとともに、国有財産法による口座名を「葬儀場敷地」としたので、「變更ヲ要ス」とは「墓地」「埋葬地」を「葬儀場」に変更すべきだということであろう。この文書の日付はないが、添付図面に「佐世保海軍建築部、大正12年2月17日製」とあるので、その頃のものと思われる。その後、大正十三年七月二十四日付呉鎮守府司令長官から海軍大臣宛文書に「海軍用地和庄町葬儀場」⁽¹⁷⁾、大正十四年五月二十日付海軍大臣から舞鶴司令官宛文書に「海軍葬儀場」⁽¹⁸⁾、同年四月二十一日付横鎮司令長官から海軍大臣宛文書添付の財産調書に「白金葬儀場」⁽¹⁹⁾とあり、呉・舞鶴・白金墓地に「葬儀場」の名稱を公的に使用している。横鎮では大正十四年の「横須賀鎮守府公報」でも「馬門山海軍墓地」と称しており、上記昭和三年の「横須賀海軍葬儀場規則」が初見である。以上のことから、大正十二年一月制定の「佐世保鎮守府埋葬地規程」で埋葬地と称し、同年文書に口座名を葬儀場にしたとあるので、葬儀場の名稱が使用されるのは大正十二年から十三年にかけての頃と思われる。

3 合同海軍葬儀に見る海軍葬の変化

海軍は、艦艇の遭難などによる殉職や戦争による死亡の場合、艦艇ごとに合同葬儀を行い、合葬墓や慰霊碑を建て

てきたが、昭和十二年に日中戦争が始まると、各鎮守府で戦死者の合同海軍葬儀を行い、太平洋戦争中も継続した。

その第一回は、昭和十二年八月二十四日に呉海兵団で行った十名の合同葬儀で、翌二十五日に佐世保凱旋記念館で十六名、二十七日に横須賀海兵団で三十七名の合同葬儀が続いた。その後は、九月二日に佐世保で仏式二十六名、四日に呉第一練兵場で仏式六十一名、九日に佐世保で神式三十三名、十日に横須賀で神式三十九名、十六日に横須賀で仏式六十九名、二十一日に呉で神式二十五名、佐世保矢岳練兵場で仏式二十八名、二十八日に横須賀で仏式六十一名、三十日に呉で仏式二十九名の合同葬儀が行われた。⁽²⁰⁾このようにして、呉では海兵団や第一練兵場、佐世保は凱旋記念館や矢岳練兵場、横須賀は海兵団で合同葬儀が行われた。葬儀は、上記のように各鎮守府とも当初は神式と仏式を交互に行っていた。海軍葬喪令施行細則に神官か僧侶とある趣旨をふまえて、合同葬儀ということから交互に行ったものと思われる。ところが、上記九月二十八日の横須賀海兵団での合同葬儀は、九月二十四日発行の『海軍公報』に神式と掲載されたが、翌日の公報で仏式に訂正された。⁽²¹⁾以後の合同葬儀は全て仏式で行われていることから、仏式に統一した時期は九月二十四日頃である。その理由は遺族側の要望か鎮守府側の都合なのか定かではない。

その後、昭和十七年に横須賀・呉・佐世保・舞鶴各鎮守府の法令で「戦死者合同海軍葬喪及遺骨遺品取扱内規」(呉・佐世保の内規は「葬喪」を「葬儀」に作る)が定められ、葬喪は全て仏式と規定されている。横鎮の規程から合同葬儀の内容を見てみよう。同年五月四日に「横須賀鎮守府戦死者合同海軍葬喪及遺骨遺品取扱内規」(横鎮法令第四四号)が定められ(同十八年十一月二日に「横須賀鎮守府戦死者合同海軍葬儀及遺骨遺品取扱規程」に改正)、内規の第四条に「合同葬儀ノ式場ハ特ニ指定スル場合ノ外鎮守府大會議室トシ、葬儀ハ佛式ニ依ルヲ例トス」とある。⁽²²⁾遺骨は陸路は横須賀駅、海路は逸見上陸場で庁長以下が整列して迎え、その夜は前夜祭(通夜)を行うことになっていた。合同葬儀当日、各庁は弔旗を掲揚し、在港艦船は半旗の礼を行い、内規第五条によると各庁長以下勤務に差し支えない

高等官三等以上と士官・特務士官・高等文官・准士官各代表一名、下士官兵代表各二名、判任文官・雇員・傭人・工員は適宜参列することになっており、儀仗隊に軍楽隊一隊を付し、弔銃も行われた。葬儀終了後、遺族は内規第七条によると葬儀場で遺骨を受領し、見送りをうけた。第十条には「横須賀第一海兵團長ハ合同葬儀終了後護送員ヲ指定シ遺骨（一柱ニ付一人トシ要スレバ他所轄ヲ指定スルコトヲ得）ヲ該郷里迄護送セシムベシ」とあり、遺骨一柱につき一名の護送員をつけて郷里まで送り届けると規定している。横鎮に見る合同海軍葬儀は、海軍葬喪令にしたがって内規を定め、死者への弔慰と榮譽をあらわす葬儀として上記のように鎮守府をあげての盛大かつ丁寧なものであったといえる。

ところが、太平洋戦争が激化してくると、合同葬儀も大きく変質していった。防衛省防衛研究所所蔵の昭和十六年以降の『横須賀鎮守府公報』から、横鎮における合同葬儀の変遷を追ってみよう。

合葬者は、「今次事變ニ於ケル戦死者」から昭和十七年二月二十三日の葬儀以降は「大東亞戦争ニ於ケル戦死者」となり、同年五月八日から「戦死者」を「戦歿者」に変えた。合葬者数は昭和十七年七月二十二日の葬儀まで表1のように公報で公表したが、以降は「戦歿者」「大東亞戦争戦歿者」として数を示さず、同年十月八日から『鎮守府公報（部内限）』に掲載するようになった。同年三月以降合葬者数が増え七月に急増したことから、情報を秘匿しようとした鎮守府の意図がうかがえる。「戦歿者」への変更も、「死」のイメージを和らげる効果を狙ったものであろう。葬儀回数は、表1によると昭和十六年は年四回であったが、太平洋戦争が始まると毎月となり、十七年五月からは月二回となる。十九年十一月から月一回に減るが、これは地方都市での合同葬儀が行わるようになったからである。

表1 昭和十六〜十七年の横鎮合同葬儀における公表された合葬者（戦死者）数

合葬者数	月 日
26	4・11
39	6・11
36	9・18
36	12・18
48	2・28
101	3・26
135	4・20
135	5・8
138	5・20
138	6・10
135	6・26
248	7・8
247	7・22

遺骨の出迎えは、内規では横須賀駅か逸見上陸場であったが、昭和十七年七月八日の葬儀以降は鎮守府大會議室前に変更し、それとともに前夜祭も行わなくなった。葬儀の簡素化がうかがえる。

葬儀場所は、横須賀海兵団から昭和十七年二月二十八日以降鎮守府大會議室へ。同十九年九月九日から海兵団、同年十一月九日から横須賀海軍靈安所となった。一方、昭和十九年九月六日に秋田に始まり、二十一日宇都宮、十月十四日盛岡、二十七日秋田、十一月は秋田・仙台・長野・盛岡・静岡・宇都宮などの都市で合同葬儀が実施され、これ以降は横須賀とともに恒常的に地方都市で横鎮司令長官代理を送り地方海軍人事部による合同葬儀が行われるようになった。戦局の悪化による戦死者の増大や空襲の熾烈化への対応⁽²³⁾と思われる。昭和十九年十一月からは、地方都市での葬儀とともに、同月九日の横須賀での葬儀について「葬儀終了後遺骨ハ左ノ各地ニ移送シ遺族ニ引渡スモノトス。横須賀市、東京都、浦和市、千葉市、甲府市、水戸市⁽²⁴⁾」とあるように上記都市に遺骨を搬送して遺族に渡す措置をとるようになった。これは合同葬儀に遺族の参列がなくなったということであり、次の十二月四日の合同葬儀について「遺族ヲ参列セシメズ、葬儀終了後遺骨ヲ左ノ各地ニ移送シ遺族ニ引渡スモノトス」と明記している。

十一月九日の合同葬儀は、葬儀場所も「横須賀海軍靈安所」へ変更となった。同靈安所がどこなのか不明であるが、昭和十七年の内規第八条に「横須賀第一海兵團長ハ其ノ責任ニ於テ遺骨ヲ合同葬儀執行迄横須賀市内寺院ニ奉安保管スルコトヲ得」とあり、同十八年十一月改正の第十七条では「當地ニ歸還ノ遺骨^(遺族等ヲ含ム)ハ横須賀海兵團長之ヲ受領シ合同葬儀執行迄横須賀市内寺院ニ奉安保管スルモノトス」とあることから、海兵団は受領した遺骨を市内の寺院に奉安保管したようである。佐世保鎮守府の場合は「遺骨ハ當地歸還ヨリ合同葬儀執行迄市内寺院ニ安置スルヲ例トス」と内規にあり、西本願寺に安置した遺骨を合同葬儀前日に第一上陸場に移し、そこから葬儀場である凱旋記念館まで先導者・軍楽隊・僧侶・遺骨係・遺骨奉持者・随従者・遺族係・喪主・葬儀委員の順で隊列を組む移送式を行った⁽²⁵⁾。

横須賀の場合は佐世保のような移送式の規程はなく、「規程」第九条に「合同葬儀前日一三〇〇奉安所發遺骨ヲ葬儀場ニ移送スルヲ例トス」とあり、移送に葬儀管理者・葬儀幹事・葬儀委員及委員附の立ち会いを規定しているのみである。この「奉安所」は恐らく「横須賀海軍靈安所」であり、市内寺院に安置していた遺骨を移送式までに奉安所に移し、そこから葬儀場に移送したものである。「横須賀海軍靈安所」は、海軍の表記や佐世保のような隊列を組み市内を移送することがないことから、第一海兵団内か鎮守府大会議室など鎮守府内に特設された場所と思われる。靈安所が葬儀場所になったのは、遺族の参列がなくなり鎮守府関係者のみの葬儀となったことから、移送を取り止めるに遺骨を各地に搬送できるようにした措置であろう。

合同葬儀における葬喪管理者は、当初海兵団長であったが、昭和十六年十二月以降は人事部長となった。戦死者が多くなり、地方海軍人事部をも統轄する人事部長による対応が求められたのかも知れない。

遺骨の引き渡しや護送は、内規によると、合同葬儀後に式場祭壇前で遺骨を遺族に引き渡し、横須賀駅及び逸見上陸場で見送り、前掲のように「一柱ニ付一人」の護送員を付けて郷里まで護送する規程であったが、昭和十七年四月以降の公報（三月の公報は本紙欠落）にこの記載がなくなった。護送員を付けた時の遺骨数は、昭和十六年十二月十八日は三十六柱、翌十七年二月二十八日は四十八柱であったが、三月は百一名、四月は百三十五名に膨れあがったことへの対応であろう。なお、遺骨の護送は大正三年十月の横鎮法令第二〇二二号「戦時死亡者遺体取扱規程」第七条に「遺體ハ當地ニ於テ遺族ニ引渡スヘシ。若シ遺族ニシテ引取人ヲ差出スコト能ハス其ノ送達方ヲ請求シ來リタル場合ニハ、死者ノ等級ニ應シ 相當ノ者一名ヲ附シ之ヲ遺族ニ送附セシムルモノトス」と記す規程に基づくものである。

このようにして、日中戦争から太平洋戦争初期までは、弔慰を表し榮譽を称える厳肅かつ丁重な合同海軍葬儀が行

われたが、戦局が悪化するなかで、横須賀の場合には昭和十七年七月八日から前夜祭を行わず、出迎え場所も同日から鎮守府大会議室前になるなど簡素化に向かい、八月からは戦死者数の公表を止め十月からは「部内限」の公報に掲載するなど情報の秘匿が見られるようになった。昭和十九年九月からは地方都市での合同葬儀が行われ、十一月以降は恒常化するとともに、十一月九日の合同葬儀以降は遺族の参列をやめ、遺骨を首都圏の都市に移送して渡す形態に変更した。ここに、鎮守府が主催して遺族を招き、弔慰と榮譽を表出した丁重な葬儀を行い、遺骨を遺族に渡すという合同海軍葬儀の形態は大きく変質した。それでも海軍は、規程を変更しつつ海軍霊安所で合同葬儀を継続し、終了後に遺骨を搬送して遺族に引き渡すことで、葬儀と遺骨の引き渡しの実行につとめた。

三 海軍墓地における祭典

1 鎮守府埋葬地における祭典

海軍墓地に埋葬後は、縁者が命日等に訪れて供養するのに任せていたが、大正五年二月十九日に、呉鎮守府司令官伊地知季珍は「呉鎮守府埋葬地弔祭内規」(呉鎮第二八七号ノ二)を定め、次のように述べている。⁽²⁶⁾

呉鎮守府開廳以來幾多ノ戦死病歿者中當海軍墓地ニ埋葬セルモノ其ノ數實二百二十有一ヲ算ス。惟フニ、是等ノ死者ニ對シテ八年々歳々忌日ノ祭典命日ノ供養等之ガ縁者ニ於テ執行怠リナカルベシト雖モ、人生ノ流轉年月ノ經過ト共ニ此ノ地ニ於ケル親族縁者モ或ハ絶ヘテ遂ニ無縁ニ歸スルノ墓碑ナキヲ保セズ。吾人軍職ヲ此ノ地ニ奉ズル者誰カ是等ノ故人ニ對シ一掬ノ友情ナカルベケンヤ。仍テ爰ニ、呉水交支社長、呉海友社長及呉海軍下士官兵集會所長ノ請願ニ依リ、永久的靈祭内規ヲ制定シ、有縁無縁ヲ問ハズ共ニ毎年一回弔祭ヲ行ヒ、連綿不斷後來

二囑シテ在天ノ靈ヲ慰メ、其ノ奉公義烈ヲ長ヘニ愍ントス。

死者の弔いは親族縁者が行うものであるが、年月を経て無縁化した状況がみられることから、今後は年一回鎮守府が主催して永久的霊祭を行い、埋葬者を慰霊・顕彰するという内容である。内規には「祭典ハ毎年秋季ノ候埋葬地境内ニ於テ執行」し、「儀式ハ佛式又ハ神式トシ毎年交互ニ行フヲ例トス」とある。

呉鎮守府で埋葬地における弔祭（慰霊祭）を始めた理由は、墓地の無縁化のためと記されているが、その状況を見過ごせなかったのは、一方で述べている埋葬者を永久的に慰霊・顕彰するという思いであろう。呉鎮守府でなぜこの時期に埋葬者を慰霊・顕彰しようとしたのか、ということを考えなければならない。想定できることを幾つか列挙してみよう。まず第一に、明治四三年十一月に発足した帝国在郷軍人会の活動がある。会の事業として「帝国在郷軍人会規約」第八条に「毎年少クモ一回最寄地方ニ於テ戰役死亡者ノ祭典ヲ行フコト」などを掲げ、実施を延期する場合は支部評議会の承認を得ることを規定し、忠魂碑建設とともに、全国各分会で戦没者を慰霊・顕彰する活動を展開したことである。陸軍主導であった帝国在郷軍人会に海軍も大正三年十月から加わり、大正六年の段階で会員総数二百三十万人といわれる組織⁽²⁷⁾による戦没者を慰霊顕彰する祭典が全国展開したということである。第二は、横鎮司令長官から呉鎮に異動した伊地知季珍にとつて、馬門山海軍墓地に埋葬された戦死者は十基（日露八・北清事変二基）と少なかったが、呉海軍墓地には五十基あり、内四十四基が日露戦争戦没者であったことから、在郷軍人会が展開している戦没者慰霊の対象が鎮守府内にあることを強く印象づけたものと思われる。なお、伊地知長官が「戦死病歿者」の埋葬を百二十一名と述べているのは、同年までに死没の個人墓が百三十二基（戦死五十・病死五十八・溺死八・公務死五・自殺五・その他六基）⁽²⁸⁾で、平病死・溺死等が多いことから、埋葬者を戦死病歿者（戦死者・戦病死者）と捉えていることでは正しくない。第三は、弔祭内規制定の三ヶ月程前の大正四年十一月十日は大正天皇の即位大典日で

あり、各地で記念碑の建立等が見られたなかで、また第一次世界大戦中のこととして、祭典の執行が士気高揚等に果たす役割を考慮に入れたことも想定できる。第四は、第一次世界大戦における欧州の国々の情報は、海軍の場合特にイギリスやフランスなどの動きに敏感であつた筈である。この大戦は国民国家の戦いといわれ、国家総力戦のもとで、兵士たちは国民軍として国家のために戦い、斃れた者は国が慰霊するシステムが戦後各地で慰霊施設を生み出すことになったが、そのような動きが海軍主催による国軍兵士慰霊の開始と関わるかもしれない。

以上、弔祭開始の背景として想定できることを述べたが、この呉の弔祭内規の趣旨は他の鎮守府でも受け入れられ、横鎮は翌六年十月二十六日に「横須賀鎮守府馬門山海軍埋葬地弔祭内規」（横鎮法令第五〇号）でほぼ同様の内規を定めた（昭和三年三月十日「横須賀鎮守府海軍葬儀場規則」に改める）。舞鶴鎮守府も昭和十五年にはほぼ同様の弔祭内規を定めている。佐世保鎮守府は、昭和十二年十月十九日に「佐世保鎮守府埋葬地祭典實施方針」（佐鎮第九六八号決裁、以下「實施方針」と記す）を定めた。その内容は次の通りである。²⁹⁾

佐世保鎮守府埋葬地祭典ハ左記區分ニ依リ實施ス

一、祭典種別

(一) 例 祭 例祭ハ本府埋葬地ニ埋葬セル死歿者全部ニ對スル祭典トシ毎年恒例ニ之ヲ行フモノトス

(二) 式年祭 各戰死者、殉難者記念碑式年祭ヲ別表ノ年次ニ於テ之ヲ行フモノトス

式年祭ハ一年、三年、五年、十年、二十年、三十年、五十年トス

(年數ハ忌年ニ非ス滿ヲ以テ算ス)

(三) 慰霊祭 佐世保鎮守府部下軍人ニシテ前年慰霊祭實施後當該年實施期日ノ前月末日迄ノ期間ニ於テ死歿セ

ル者ニ對シ慰霊祭ヲ行フモノトス

(四) 臨時祭 (除幕式等) 戦死者、殉難者等ノ記念碑新ニ建設セラレタル場合行フモノトス
二、祭典實施期日

(一) 前號(一)(二)(三)ノ祭典ハ、毎年秋季ニ於テ一併ニ之ヲ行フコトトシ、其ノ期日ハ十一月第二土曜日ト一定ス。但シ情況ニ依リ若干前後スルコトアルヘシ

(二) 臨時祭典ハ記念碑竣工ノ時期ニ於テ實施スルモノトス、此場合例祭及慰霊祭ヲ併セ行フヲ例トス

三、祭 式 祭典ハ神式、佛式隔年毎ニ交互ニ行フモノトス

これによると、埋葬地祭典は、例祭・式年祭・慰霊祭・臨時祭からなり、実施日は臨時祭を除いて毎年十一月第二土曜日である。呉鎮守府で始めた埋葬者対象の弔祭は、ここでは「例祭」に相当し、それ以外に鎮守府管下の前回実施後の死歿者を対象とした「慰霊祭」と記念碑合祀者の「式年祭」も併せ行うという丁重な祭典である。祭式は神式・仏式を交互とあるが、式年祭にみる年次及び満での数え方などは神葬祭の年祭に倣っており、神式を基礎にして組まれた観がある。別表に、十七基の記念碑について昭和八年から二十四年までの式年祭と式年数を記した一覧表があることから、式年祭は「實施方針」以前から行われてきたことや、その永續性をうかがうことができる。

この「實施方針」に基づいて実施した昭和十二年十一月十三日の「佐世保鎮守府埋葬地祭典」を見ると、この時は仏式で行い、祭典の対象は次の「祭典英靈」であった。

(例 祭)	佐世保鎮守府埋葬地例祭	海軍大佐飯田徳之進以下	一七一名
(式年祭)	第二特務艦隊陣歿者二十年祭	海軍中佐上原太一以下	八一名
	常磐殉職者十年祭	海軍中佐峰木茂以下	三五名
	蔵、葦殉職者十年祭	海軍中佐五十嵐穂以下	一二〇名

友鶴殉難者三年祭

海軍少佐岩瀬奥一以下

一〇〇名

(慰霊祭)

昭和十二年部下死歿者慰霊祭

海軍中佐日高實保以下

一二六名

祭典には鎮守府司令長官以下が参列した。終了後に「(イ)祭典終了後委員長先導、司令長官、友鶴、蔵、葦、第二特務艦隊、常磐等各陣歿、殉職者碑ヲ参拜セラル(此ノ間参列者ハ式場ニ在ルモノトス)。(ロ)長官各記念碑参拜後、來賓總代關係遺族次テ一般参列者便宜参拜」とあり、各陣歿・殉職者の碑を鎮守府長官が先ず参拝した後に参列者が適宜参拝し、参列者用の椅子を五百十六脚用意したという。^{③〇}鎮守府が主催して遺族を招き、司令長官以下が参列し、鎮守府を挙げて戦死・殉職者に対して盛大且つ永続的な慰霊の祭典を行うという意図をうかがうことができる。

横鎮の場合は、先ず海軍記念日の五月二十七日に「馬門山海軍墓地ノ清掃竝ニ代表者参拜」を実施した。海兵団・砲術学校・工機学校・航海学校・水雷学校・防備隊から各々下士官一名・兵五人を派遣して朝八時から清掃し、午後は軍港各庁代表者が参拝した。これがいつ始まったのか不明で、大正十四年の「横須賀鎮守府公報」には確認できず、昭和十六年五月が公報で確認した初見である(公報は不揃い)。学校生徒や若い下士官兵に清掃を行わせることで、鎮守府の慰霊の場であることを教えることを含めた軍人の精神教育に資するねらいがあったものと思われる。

大正六年十月二十六日に「横須賀鎮守府馬門山海軍埋葬地弔祭内規」を定めると、その年に第一回の弔祭を行った。そのことは、昭和二十年十一月二十九日執行の最後の祭典が「第二十九回目」^{③①}であったことからわかる。以後は毎年秋に馬門山海軍埋葬地で祭典を行ってきた。内規の内容は次の通りである。^{③②}

横須賀鎮守府馬門山海軍埋葬地弔祭内規

一 本内規ニ關スル委員ヲ左ノ諸君ニ指定ス

委員長 鎮守府人事長

委員 鎮守府首席參謀、鎮守府首席副官、鎮守府附主計科士官、人事部首席部員、海兵團副長

同主計科士官、建築部々員

二 委員長ハ前號委員ノ外尚ホ委員及委員附ヲ要スルトキハ直接所轄長ニ要求スルコトヲ得。當該所轄長ハ其ノ要求ニ應シ可成便宜ヲ與フヘシ。器具材料亦同シ

三 祭典ハ毎年一回秋季ノ候馬門山埋葬地ニ於テ之ヲ施行ス

四 祭典ハ神式又ハ佛式トシ交互之ニ據ルヲ例トス

五 祭典ニ要スル費用ハ當分横須賀水交社・横須賀海友社・横須賀海軍下士官兵集會所ニ於テ分擔支辨ス

六 委員長ハ舉式十日前迄ニ祭典ニ關スル次第ヲ定メ司令長官ノ認許ヲ得テ之ヲ關係各部ニ通報ス

七 各所轄長ハ下士官兵代表者若干名ヲ差遣シ尚當日上陸外出諸員ヲ可成多數參拜セシムルモノトス

八 本祭典ニ於ケル服裝ハ當日ノ服裝ニ帶勲（但シ特令ナケレハ准士官以上ハ略綬佩用）トス

九 本内規各種書類ノ保管及庶務ニ關スル事項ハ鎮守府首席副官、會計ニ關スル事項ハ鎮守府附主計科士官タル

委員之ヲ擔任ス

先ず委員の構成を見ると、馬門山埋葬地の担当は鎮守府經理部であつたが、委員長は人事部長、文書の保管や庶務は鎮守府首席副官が担当するなど、埋葬地担当が取り計らうのではなく、司令長官のもとで鎮守府をあげて弔祭に取り組む体制がうかがえる。これは、昭和三年に内規が「横須賀鎮守府海軍葬儀場規則」に改正されてもほぼ同じで、横鎮公報に記す昭和十六年十一月二十九日（土）の第二十五回祭典以降も、委員の構成は殆ど変わらず、取組体制が継承されている。祭典の名称は、太平洋戦争直前の上記第二十五回は「例祭竝ニ今次事變横須賀鎮守府管内戦歿者ノ慰霊祭」とあり、馬門山埋葬者対象の例祭と前年以後の支那事變戦歿者対象の慰霊祭を行ったことがわかる。翌年か

らは「例祭及支那事變竝ニ大東亞戰爭ニ於ケル横須賀鎮守府管内戦歿者ノ慰霊祭」となった。佐世保の「實施方針」等に記された「式年祭」は見られない。合同海軍葬儀はやがて仏式に統一されたが、埋葬地での祭典は内規を遵守して神式と仏式を交互に行い、終戦後の昭和二十年十一月二十九日まで二十九回継続して実施してきた。その日は海軍省・鎮守府廃止の前日であり、横鎮は最後まで埋葬者及び管下戦歿者の慰霊を続けてきたといえよう。

2 白金海軍埋葬地における墓前祭と靖國神社

(1) 白金海軍埋葬地の管理換え

明治十九年六月三日、既述のように埋葬地は軍務局から鎮守府に所管換えとなり、横鎮は白金・馬門山両海軍埋葬地を維持管理してきた。しかし、大正十四年三月四日に横鎮の埋葬地管理担当である建築部長が本省建築局長に白金海軍墓地の管理換えについて照会文書（横建第八号ノ八二）を送付した。文書に「目下職員減少事務簡捷ヲ要スヘキ折柄、實際ノ取扱ニ於テモ遠隔地ノ当部ヨリハ寧口貴局ニ於テ管理セラル、方修理其他ノ場合便宜多ク且又部外交渉ヲ要スル場合ニモ萬事都合ノ次第ト被存候」とあり、横鎮からは遠隔地であり、部外交渉とは白金埋葬地の移譲要望が多くあることを主に指していると思われるが、そのような交渉等でも、本省建築局が管理した方が好都合であるということである。三月十八日に建築局長から回答があり（建第一六〇号ノ二）、「別ニ異存無之候」との回答があった。そこで四月二十一日に横鎮司令長官から海軍大臣宛「國有財産所屬變更ノ件」（横鎮第七〇八号）を上申した。

管理換えの理由は「實際ノ取扱ニ於テ隔地ノ建築部ヨリハ寧口建築局ニ於テ管理スル方修理其ノ他對外關係上好都合ト存候」とあり、照会文とほぼ同じ内容であった。ところが、六月二十四日に上申への回答でなく建築局長から横鎮建築部長宛文書（建第四五九号）に「調査ノ結果諸法規ノ上ヨリ」として「供用庁カ東京ニ在ルモノ」の移管は手続

きもなくできるが、白金葬儀場の如き「供用庁カ貴府所在庁ナルモノニ付テハ從來ノ俣トシ修繕其ノ他ニ関シ要スレバ當局ニ委託相成差支無之候」とあり、照会への回答を翻し移管は不成立に終わった。⁽³³⁾

管理換えの交渉はその後も続き、昭和二年九月二十九日に「軍務局長・經理局長連署仰裁」文書が上申された。⁽³⁴⁾ それには「東京市芝區白金今里町所在白金葬儀場ハ、明治五年十月經理局ヨリ横須賀鎮守府ニ供用替相成、現ニ同府建築部ニ於テ管理致居候處、別紙覺書ノ通ニ付、爾今建築局ノ管理ニ移シ供用廳ヲ大臣官房ト致シ可然哉、右仰高裁」とある。明治五年の經理局から鎮守府への供用替は事実と異なるが、「昭和二年十月六日決裁（官房三二五七）」とあることから、海軍大臣が許可し、白金埋葬地の管理は横鎮から本省建築局に移り、供用庁は海軍大臣官房となった。供用換えの理由は「別紙覺書ノ通」とあり、その覺書に次のように記されている。

白金墓地ニ關スル件覺 昭和二年七月十五日付

白金海軍墓地ノ現状ハ次ノ如ク（中略）ナルモ、番人ノ手モ廻リ兼ネ用地内ノ手入ハ行届カス、墓標附近ハ各遺族ニ依リ香花ヲ手向ケラルル際一寸掃除シ置ク故多少整ヒ居レリ。數年來本用地ノ移讓ヲ受ケ墓地移轉方願ヒ出ツルモノ數名ニ及ヘリ。而シテ本墓地ノ供用廳ハ横鎮ニシテ横須賀海軍建築部ノ管理ニ屬スルモ、事實同鎮守府ニテハ毎年一回恒例檢閲ノ際同地ヲ檢分スルニ止マリ、凡テ管理上行届ク譯ニ行カス。一方横須賀ニ於ケル馬門山海軍墓地ニ對シテハ祭典ノ内規サヘアリテ、毎年秋季一回ノ祭典ヲ行ハレアルモ、白金墓地ニ對シテハ永年此事アリシヲ耳ニセス。墓標現存シ小人數ナカラ時々埋葬セラルル以上ハ、遺族ニ對シ又世間ニ對シテモ面白カラサルノミナラス、故人ノ英靈ニ對シテモ聊カ相濟マサルコトナリト感セラレ。

番人の手が行き届かず、横鎮の管理も行き届かない状況が述べられている。白金墓地の移讓要望があり墓地移転が検討されていたことも、管理換えの背景の一つと思われる。また、馬門山海軍墓地には祭典の内規があり毎年一回の

祭典を行っているのに、横鎮が併せ管理した白金墓地で祭典が行われたことは永年聞いたことがないという。たしかに横鎮の弔祭内規は馬門山墓地についてのものである。例祭は馬門山の埋葬者のみを対象とし、慰霊祭は鎮守府管下の前年以降の戦歿者を対象とするが、それを馬門山で行っているのである。白金墓地の埋葬者を対象とした鎮守府の祭典は行われてこなかったようである。そのことを「覚書」は、墓標があり時々埋葬があるなかで祭典が行われないのは遺族や世間に対して面白くなく、英霊に対しても相済まないと記し、今後について次のように要望している。

(イ) 供用廳ヲ海軍省トシ (ロ) 海軍省建築局之ヲ管理シ、番人ノ監督、番舎ノ手入、用地ノ整理掃除手入(雑費支弁)ニ任シ (ハ) 毎年少クトモ一回ハ定期ノ祭典ヲ行ヒ東京方面部内者ノ參拜ヲ行フコト。

この内(イ)(ロ)は海軍大臣の決裁を得たが、それにより(ハ)がどのようなものかを次に探ってみる。

(2) 白金海軍埋葬地墓前祭と靖國神社

白金海軍墓地の海軍省建築局への管理換え後の祭典については、暫くは断片的な史料しか確認できない。先ずは昭和六年の墓前祭について、海軍省副官が七月九日に発した次の文書がある。¹⁵⁾

省副官

日本橋海軍班長 石福嘉兵衛宛

白金海軍墓地墓前祭施行ニ関スル件回答

七月七日附出願相成候首題ノ件了承。墓前祭御施行ニ関シテハ左記ノ通り御承知相成度候

記

一、式典次第決定セハ御通知ヲ得度

- 二、式場準備ノタメ豫メ海軍班員ノ墓地清浄差支無之
- 三、掃除要具約五〇人分貸與可能

〔附箋〕昭和6年7月10日 海軍大臣官房〔倉俣〕丸印

本日〔十日〕午前九時掃除要具ノ準備ニ関シ石福班長ト電話応答ノ結果左ノ通

- 一、十二日雨天若ハ降雨後ニテハ施行困難ニ付一時延期シ九月黄海海戦紀念日頃ニ致度希望ナリ。
- 二、十二日施行ノ有無ハ明十一日十時頃迄ニ決定、電話通知可致。(丁)

この文書は、宛名に「日本橋海軍班長」とあることから、帝国在郷軍人会日本橋区分会の海軍班長である石福嘉兵衛宛海軍省副官からの回答文書である。石福からの出願文書はないが、大凡の内容は、昭和六年七月十二日に白金海軍墓地墓前祭を執行したい、式場準備のため海軍班員で墓地清掃を行いたい、掃除要具の貸し出しは可能か、というものである。在郷軍人会日本橋区分会が主催して、事前に五十人ほどで清掃して墓前祭を行おうとしていることがわかる。上記で、雨天の場合は九月十七日の黄海海戦紀念日頃に延期を希望していることから、次に述べる海軍省主催の九月の墓前祭はこの時にまだ行われていなかったと推測される。

次いで、昭和十年九月二十三日に海軍大臣官房が作成した次の文書がある。⁽³⁶⁾

白金海軍墓地墓前祭ノ件

- 一、期 日 九月二十六日（木曜日）午後一時ヨリ一時半迄
- 二、掃 除 墓地内掃除ハ前日迄ニ番人及本省定夫ヲシテ施行セシム
- 三、祭 典 神式ニ依リ靖國神社ノ神官ニ依頼ノコト

四、所要品 榊ハ前例ニ依リ沼尻氏ニ依頼用意シ、神饌其ノ他ハ靖國神社ノ神官ニテ準備ス

五、當日ハ芝區白金小學校六年ノ男兒百名職員三名附添參拜ノ筈

六、前記小學校兒童參拜ノ機會ニ於テ前例ニ依リ軍事思想ニ關スル講話等ニ就テハ軍事普及部ニ於テ考慮ノコト

一、秋季ハ簡單ナル祭典ヲ行フヲ例トシ沼尻氏ニ一切委セ居リシモ本年ヨリ靖國神社ノ神官（二名）ニ依頼ノコトトス。尚從來ノ關係上沼尻氏モ參加セシム

一、沼尻氏ニハ榊代及謝禮トシテ金拾五圓、靖國神社ノ神官ニハ神饌料及謝禮トシテ金拾五圓贈呈ノコトトス
一、經費總額金參拾圓ハ經理局負擔トス

この文書からわかることは、海軍省が主催した墓前祭が年二回行われ、秋季は簡単な祭典であつたこと、秋季祭典は沼尻氏に一切委託していたこと、沼尻氏による祭式は不明であるが「榊ハ前例ニ依リ」沼尻氏に依頼するとあることから神式であつたと思われること、昭和十年九月の墓前祭で初めて靖國神社の神官に奉仕を依頼したこと、祭典前の掃除に本省から定夫を派遣し祭典費用は本省經理局が負担するなど、海軍省の積極的な関わりがうかがわれることなどである。沼尻氏については、前掲の在郷軍人会との関係も含めて不明であるが、海軍省が彼へ祭典を委託したとと別格官幣社靖國神社の神官（神職）へ祭典を依頼したことは、海軍省の墓前祭への関わり方に格段の違いがあるといえよう。小学校児童百名を参列させて軍事思想の普及に役立てるなど、墓前祭を時局に位置づけようとする省の意図をうかがうこともでき、この年における海軍省の墓前祭重視の姿勢を見ることができ⁽³⁷⁾る。

次いで、昭和十二年三月の祭典について次の文書がある。

白金海軍墓地祭典執行實施計畫

昭和十二年三月九日

白金海軍墓地祭典執行委員長

一、期 日 昭和十二年三月二十日（土曜日）午後一時三十分

二、場 所 東京市芝區白金海軍墓地

三、委員長及委員並ニ事務分擔

四、施 設 （一）式場ハ概ネ別圖ニ據リ祭壇其ノ他ヲ設ケ所要ノ卓子及椅子ヲ配ス（祭壇ハ靖國神社、其ノ他ノ

設備ハ部外請負）

（二）遺族及參列諸員ノ休憩所ハ便宜假設ノ天幕内ニ設ケ別ニ湯呑所ノ設備ヲナス

（三）受附ハ墓地内所定ノ箇所ニ設ケ

（四）經理學校練習生及小學校兒童參列位置別圖ノ通

祭典は靖國神社の奉仕による神式であり、児童の他に經理學校練習生も加わるなど規模が大きくなっている。さらに上記文書に添付された委員長及び委員と事務分担の表を見ると、委員長と委員長補佐や進行係は海軍省人事局、庶務・式場設備・接待係に官房、經理係は經理局、外に建築局・軍務局・普及部が入り、少将から中佐クラスではほめるなど、海軍省あげての祭典執行委員体制が組まれていることがわかる。鎮守府埋葬地の祭典のように、海軍省も省をあげて白金海軍墓地の祭典に取り組む体制がこの時にはできていたとみることができる。

ここで靖國神社側の史料を見ると、白金海軍墓地への奉仕は昭和九年三月が初見である。『社務宿直日記』の同年三月二十四日条に「午後式時芝區白金海軍墓地ニ於テ海軍軍人軍属慰霊祭執行。芝小路、御床、逆瀬川各主典、藤井社掌、桑出仕ノ五名奉仕ス」とあり、五名で奉仕した。次いで翌昭和十年三月二十三日の祭典は、斎主として奉仕し

た芝小路豊後祢宜（前年七月に祢宜就任）の「海軍墓地慰霊祭祀詞」⁽³⁸⁾によると、官で年毎に祭典を行い、今年も今日遺族やゆかりの軍人等が集い、海軍大佐正六位赤塚真成を始めとする五百七十八柱の神霊を慰霊するという内容が記されている。海軍省が主催して、遺族を招待し軍人を参列させ、埋葬者を慰霊する祭典であったことや、今年もの表記から前年も同様の祭典が行われたことがわかる。神官五名の奉仕や芝小路祢宜の奉仕などからは、靖國神社がこの墓前祭を重視していたこともうかがうことができる。このような靖國神社側の史料は、先の昭和十年九月二十三日付文書と矛盾しているように見えるが、同文書は、秋季祭典は簡単なもので沼尻氏に任せていたが、今回初めて靖國神社神官に依頼したと記しているのであり、靖國神社史料には昭和九年春の祭典奉仕を記すが同年九月の祭典に奉仕した記録は無く、同文書と整合する。靖國神社が白金墓地墓前祭に奉仕したのは恐らく昭和九年三月が最初であり、海軍省からの依頼に基づくものと思われる。海軍省は、同年秋の祭典を沼尻氏に委託したので、靖國神社は奉仕に向いていない。昭和十年三月も同様に靖國神社が奉仕し、海軍省は秋季祭典を沼尻氏から靖國神社に依頼するようになったということである。但し「簡單ナル祭典」ということで「靖國神社ノ神官（二名）」と、敢えてその人数を二名と記したのである。それでもやはり靖國神社に奉仕を依頼し児童百名を参列させるなど、昭和九年春に続き十年秋の祭典でも、海軍省の墓前祭重視の姿勢を見ることができるところが、その十年九月二十六日の墓前祭について、靖國神社の社務日誌や祝詞集にも記載がないのである。当日は、第四艦隊が大演習のため函館を朝出発し、迫る台風に向かって午前十一時十分艦隊司令長官は航進を打電、三陸沖で台風に遭遇して甚大な海難事故を起こした「第四艦隊事件」の日であった。⁽³⁹⁾その対応に追われて墓前祭は中止になった可能性がある。

昭和十一年以降の墓前祭は、靖國神社所蔵史料から次のように行われたことが確認できる。⁽⁴⁰⁾

表2 白金海軍墓地における春秋の墓前祭

昭和	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
春季	五・二九	三・二〇	三・二〇	二・二一	三・二五	三・二一	三・二一	三・二〇	三・二〇	三・二一
秋季	九・二二	九・二三	九・二三	九・二一	九・二三	九・二三	九・二四	九・二四	九・二三	—

昭和十一年三月に記載はないが、五月二十九日に改葬した四柱の墓前祭に奉仕している。その「墓前祭祀詞」には、海軍省が奥津城を移し官職の者が祭典に仕えていることを記していることから、海軍省が主催し参列した公的な墓前祭であつたと思われる。その後は、表のように毎年春秋に海軍省が主催し靖國神社が奉仕した墓前祭が二十年三月まで継続して執行された。

他の海軍墓地は、鎮守府が主催して祭典を実施し、神葬と仏葬を交互に行ってきたが、白金海軍墓地の場合は昭和二年に鎮守府から海軍省へ管理換え後暫くは帝国在郷軍人会が七月に墓前祭を行うなど、祭典は定まっていなかったと思われる。昭和九年になって、海軍省が主催して春季墓前祭を靖國神社の奉仕により実施し、秋季は沼尻氏に委託して小規模の墓前祭を行ったようである。翌年の秋季墓前祭からは靖國神社に奉仕を依頼するようになり、以後は春秋二季海軍省主催の墓前祭が靖國神社の奉仕で昭和二十年春季まで継続して執行された。他の鎮守府埋葬地の祭典とは異なった、墓地埋葬者を神式で慰霊する独自の祭典であつたといえよう。

戦後、政府は昭和二十年八月二十八日の閣議で陸海軍所屬の土地・施設等一切の国有財産を総括的に大藏省に引き継ぐことを決め、同年十月末日に海軍墓地は大藏省へ移管された。⁽⁴⁾ 陸海軍省の廃止により、同年十二月一日に残務整理を行う第一復員省（陸軍関係）と第二復員省（海軍関係）が設置されると、陸海軍墓地の維持管理祭祀は当面両省が引継ぎ、将来的に靖國神社の崇敬者組織として「靖國會」を立ち上げて任せようとした。これは両省の他に大藏省・

内務省も了承して推し進め、翌昭和二十一年六月二十九日に大藏次官・内務次官から「藏國第七二六號 旧軍用墓地の處理に関する件」が発せられた。同文書で、旧軍用墓地を都道府県または地元市町村に無償貸与するという方針を示すとともに、維持管理・祭祀は靖國會が適當である旨も記していた。このようにして、旧軍用墓地は地方自治体に貸与・譲与され維持管理されることになったが、靖國會の構想は占領下における諸問題を含んで実現しなかった。しかし、旧白金海軍墓地については、昭和二十二年一月に維持管理・祭祀が東京都に移管され、同時に都はそれを靖國神社に委託した。靖國神社は、番人を傭人として採用して維持管理し、春秋の祭典を復活させた。靖國神社による全國の旧陸海軍墓地の維持管理・祭祀は実現できなかったが、昭和九年以降の関わりをもつ旧白金海軍墓地についてはそれを実現したといえる。その後昭和二十七年三月に大藏省は白金墓地を明治学院に売却したことで、靖國神社の維持管理は終わったが、祭祀は委託されて現在も継続している⁽²⁾。

四 おわりに

本稿は、第一に海軍墓地における維持管理や葬儀が、葬儀師によるものとそれ以後でどのように変化したのかを捉えようとした。葬儀師廃止は、海軍の葬儀における宗教への直接関与を排除するものであったが、海軍葬は宗教儀式であり続けた。葬儀は軍人死没者への弔意と栄誉の表出であり、それが葬喪規程の中心をなした。それ以前との関係では、葬儀師が行った遷霊式から埋葬式までの一連の葬儀のなかの葬場の儀（葬場祭）を切り離して、その部分を墓所から練兵場等の広い場所に移し、所屬長が管理者となつて行つたものといえよう。日中戦争以後の合同海軍葬儀については、その葬儀の変遷や変容の背景を探るとともに、戦局の悪化により形態が変容してもなお、戦死者を弔い栄

誉を称え遺骨等を遺族に渡すことを堅持した中に、海軍葬の核となるものを見ることができた。第二に、海軍墓地における祭典の開始と実態、変遷を捉えようとした。鎮守府管理の海軍墓地祭典は、大正五年に呉で始められ他の海軍墓地に及んだ。その開始の背景を、在郷軍人会の戦没者慰霊・顕彰の活動や即位大典、第一次世界大戦などから探った。一方、白金海軍墓地における祭典については、昭和二年に横鎮から海軍省への管理換えとの関係で捉え、昭和九年から靖國神社奉仕による本格的な祭典が執行され、現在にまで及ぶ経緯と変遷を探った。以上のことをふまえ、今後の課題や展望を若干述べておきたい。

第一の海軍葬儀は、いわば国家が行った公葬であり、それに対して市区町村等主催の公葬があった。後者は特に政府や軍が直接に関与したことはなく独自に行われ、公葬の規程を作成した町村の事例もみられた。葬儀対象者も、海軍葬儀は下士卒を含めた現役軍人であり、市区町村の公葬は一般に戦死病没者であるが、殉職者や、筆者が調べた事例では平病死者・自殺者まで含まれ、様々であった。⁽⁴³⁾しかし、天皇からの祭料や陸海軍大臣等からの香奠が公葬を飾り、名誉の戦死を演出するものとしてやがて均質化していった。海軍の葬送儀礼が公葬に直接影響を及ぼした事例を見出していないが、通例的には海軍葬や部隊葬後に遺族等が遺骨を受領して公葬が行われるという連続性があり、神式か仏式に限定し、遺骨を祭壇に安置して弔慰と榮譽を演出することにおいては共通するものがあつた。海軍葬と陸軍の部隊葬、市区町村の公葬との関係は、事例を更に集めて考察する必要がある、今後の課題としたい。

第二の海軍墓地における祭典に関して、想起されるのは、長州の桜山招魂場に桜山招魂社が建てられ、明治四年に最初の陸軍墓地として設置された真田山陸軍墓地に「招魂社（祭魂社）」が建てられ、長崎の梅ヶ崎招魂場に大楠神社を梅ヶ崎招魂社としたことや佐古招魂場における佐古招魂社など、招魂場や軍用墓地に霊祭を行うための招魂社が建てられたことである。真田山陸軍墓地の招魂祭は、明治十六年に明治紀年標が中之島に建設されるとそこに移り、

招魂社はやがて取り払われ、墓地は招魂祭と分離するようになった。⁽⁴⁴⁾一方、佐古招魂社はその名の社殿建設をやめて明治十四年に「軍人軍属合葬之碑」という勅撰碑が建てられ、そこで毎年祭典が継続されたという。⁽⁴⁵⁾大正五年に呉で始められた海軍墓地での祭典は、墓地内で埋葬者に対して霊祭を行うことにおいては、上記の招魂場や軍用墓地における招魂社の祭典と通じる性格のものである。それについては、陸軍墓地の祭典や、第一次世界大戦後の国民国家の戦没者慰霊、靖國神社の祭祀などとの関係を含め、更なる検討課題としたい。

本稿は、國學院大学研究開発推進センター第五回研究会で発表した内容を一部手直したものである。研究会に参加された先生方からは貴重なご意見をいただいた。また靖國神社には史料閲覧の便宜を与えていただき、舞鶴水交會や呉水交會・呉海軍墓地顕彰保存会には現地調査でお世話になった。深く感謝申し上げます。

注

- (1) 原田敬一「全国陸海軍墓地制度史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集、二〇〇三年)、同『兵士はどこへ行った―軍用墓地と国民国家―』(有志舎、二〇一三年)、小林安茂『旧海軍軍人白金墓地―成立と沿革―』(財団法人東京都慰霊協会、一九九九年)、拙稿「靖國神社と白金海軍墓地」(國學院大学研究開発推進センター編『招魂と慰霊の系譜―「靖國」の思想を問う―』錦正社、二〇一三年)などがある。
- (2) 注(1)の拙稿。
- (3) 太政類典第二編 第二百六十八卷、教法二十、葬儀。
- (4) 公文類纂 明治六年 卷四 本省公文 黜陟部一 防衛省防衛研究所所蔵(以下「公文原書」「公文備考」「普号通覧」「海軍公報」「横鎮公報」は同研究所蔵につき所蔵名を略す)。
- (5) 注(1)の拙稿参照。

- (6) 明治八年十二月に兄賀茂水穂が撰文した。墓標は青山霊園にある。
- (7) 海軍大臣官房編『海軍制度沿革』巻七、昭和十五年。
- (8) 注(1)の拙稿参照。
- (9) 公文原書 明治十一年 拾遺 本省公文 海軍葬式条例更定太政官上請。
- (10) 公文類纂 明治十二年 前編巻二 本省公文 禮典部。
- (11) 公文原書 明治十二年 巻九十八 本省公文 陸海軍会葬儀付録相定太政官届。
- (12) 普号通覧 明治十六年 続編巻一 本省公文 海軍葬儀師并埋葬地等所轉換相成度件。
- (13) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店 一九九四年) 参照。
- (14) 横須賀鎮守府副官編輯『十一版 横須賀鎮守府例規 全』横須賀市立中央図書館所藏。
- (15) 佐世保鎮守府副官編輯『十三版 佐世保鎮守府例規』昭和十二年六月一日改版 防衛研究所所藏。
- (16) 公文備考 昭和三年 土木四土地四巻一一 土地建物工作物供用替ノ件。
- (17) 公文備考 大正十三年 巻九八 土木 海軍葬儀場敷地ノ一部無償使用ノ件。
- (18) 公文備考 大正一四年 巻八九 土木 海軍用地使用許可ノ件。
- (19) 公文備考 大正一四年 巻九四 土木 公用財産所管替ノ件。
- (20) 海軍公報 海軍大臣官房 第三千三百三十号〜三千百五十九号による。
- (21) 海軍公報 第三千百五十五号(昭和十二年九月二十四日発行)、第三千百五十六号(同二十五日発行)。
- (22) 横須賀鎮守府公報號外(部内限) 昭和十七年五月四日発行、横須賀鎮守府例規。
- (23) 横須賀地方復員部『終戦時に於ける横須賀鎮守府關係參考資料』(神奈川県立公文書館所藏)に「公葬は以前は鎮守府で盛大な合同葬を営んでゐたが、内地爆撃熾烈化してからは各地方毎に実施して終戦となった」とある。
- (24) 横須賀鎮守府公報甲(部内限) 昭和十九年十一月七日。
- (25) 「佐世保鎮守府戦歿者合同海軍葬儀及遺骨遺品取扱内規」(昭和十七年六月二十三日)、「移送式實施要領ノ件」(昭和十八年二月三日)。佐世保鎮守府副官編輯『佐世保鎮守府例規 十三版 昭和十二年六月一日改版』所収。
- (26) 呉鎮守府副官編輯『昭和十二年六月一日改版 第十四版 呉鎮守府例規』巻一。
- (27) 「帝國在郷軍人會ノ概況」(陸軍省『大正六年 帝國陸軍概要』防衛研究所所藏)。

- (28) 呉海軍建築部「呉鎮守府埋葬地現状申告書」昭和十四年一月、呉海軍墓地顕彰保存会所蔵。
- (29) 『昭和十三年以降 佐世保鎮守府埋葬地関係綴 佐世保海軍施設部』（簿冊）佐世保市立図書館所蔵。
- (30) 注(29)に同じ。
- (31) 横須賀地方復員部『馬門山海軍墓地について』昭和三十一年三月作製、横須賀市役所所蔵。
- (32) 横須賀鎮守府副官編輯『十一版 横須賀鎮守府例規 全』横須賀市立中央図書館所蔵。
- (33) 公文備考 大正十四年 卷九十四 土木 公用財産所管替ノ件。
- (34) 海軍大臣官房編『海軍制度沿革』卷七 葬喪 昭和十五年。
- (35) 公文備考 昭和六年 E教育、演習、検閲 卷二ノ二 官房第二三〇一号ノ二。
- (36) 公文備考 昭和十年 C儀制 卷九。
- (37) 公文備考 昭和十二年 C儀制 卷四 白金海軍墓地祭典。
- (38) 靖國神社所蔵『靖國神社祝詞集 第八類 慰霊祭（私祭）』。
- (39) 公文備考 昭和十年 T事件 卷一 昭和十年大演習ニ於ケル赤軍第四艦隊荒天遭難報告。
- (40) 靖國神社所蔵『社務宿直日記』『祭儀事務一覧』による。
- (41) 厚生省援護局『引揚げと援護三十年のあゆみ』ぎょうせい、一九七八年
- (42) 戦後の白金海軍墓地と靖國神社については注(1)の拙稿参照。
- (43) 拙稿「三浦郡葉山町における戦没者の記録」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四七集、二〇〇八年）
- (44) 横山篤夫「旧真田山陸軍墓地変遷史」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集、二〇〇三年）
- (45) 長崎市役所『長崎市史』地誌篇神社教会部上巻、一九三八年